海岸漂着物処理推進法の施行状況に関する調査結果

# 目 次

1.	海岸漂着物処理推進法施行状況調査1
(1)	地域計画の策定状況及び策定予定時期について (法第 14 条関係) 2
(2)	海岸漂着物対策推進協議会の組織状況(法第 15 条関係)3
(3)	海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況(法第 16 条第 1 項) 6
(4)	海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況(法第 16 条第 2 項) 6
(5)	海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況 (法第 22 条) 7
(6)	ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第23条)10
(7)	海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(法第26条、第27条)11
(8)	民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び
	その際の安全性確保のための配慮の実例(法第25条第1項及び第2項)14
(9)	各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題 18

## 1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

平成21年7月15日に公布・施行された海岸漂着物処理推進法は、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした法律である。

環境省では、平成 22 年 9 月に、海岸漂着物処理推進法の施行状況に関して、以下に示す同法第  $14\sim16$  条、第  $22\sim23$  条、第  $25\sim27$  条に関わる事項について 47 都道府県を対象に調査を行った。

#### 本調査結果は、平成22年9月末時点のものである。

- **第十四条** 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると 認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するた めの計画(以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。)を作成す るものとする。
- **第十五条** 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、 住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対 策推進協議会(以下この条において「協議会」という。) を組織することができる。
- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
  - 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
  - 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- **第十六条** 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。
- 2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。
- **第二十二条** 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を 効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を 行うよう努めなければならない。
- 第二十三条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年 法律第百三十七号)その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、 河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するた め、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第二十五条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。
- 第二十六条 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進 に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂 着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければ ならない。
- **第二十七条** 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて 普及啓発を図るよう努めなければならない。

## (1)地域計画の策定状況及び策定予定時期について(法第14条関係)

47 都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について表 1-1、図 1-1 に示した。

▶ 策定済みの自治体は2県(全体の4%)のみであった。

表 1-1 地域計画の策定状況

策定状況	自治体数	自治体名		
策定済	2	沖縄県、長崎県		
策定中	22	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、干葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、香川県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県		
未策定	23	岩手県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、 愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、 愛媛県、福岡県、鹿児島県		
計	47			

注:色分けは、平成22年度策定予定、平成23年度策定予定、策定時期未定を示す。

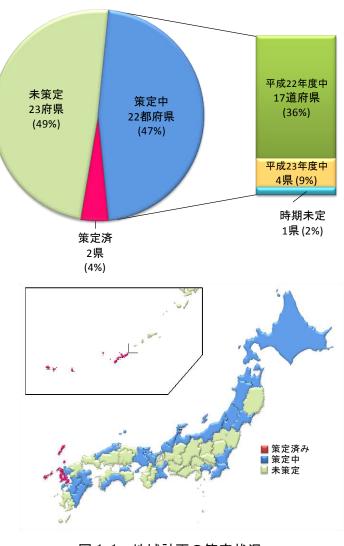


図 1-1 地域計画の策定状況

# (2) 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況(法第15条関係)

#### ① 組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表 2-1、図 2-1 に示した。また、組織する 予定がない理由について表 2-2 に示した。

- ▶ 組織済みの自治体は16道県(34%)であった。
- ▶ なお、本調査終了後、秋田県、千葉県、愛知県、三重県において協議会が組織された。(平成23年3月1日現在。環境省調べ)

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	自治体数	自治体名
組織済み		北海道、青森県、山形県、富山県、新潟県、石川県、兵庫県、島根県、徳島県、香川県、 佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
組織していない <sup>※1</sup>	31	岩手県、 <mark>秋田県</mark> 、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 <mark>千葉県</mark> 、東京都、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、 <mark>愛知県</mark> 、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県
計	47	

※1: 秋田県、千葉県、愛知県、三重県は組織済み(環境省調べ: H23.3.1現在)

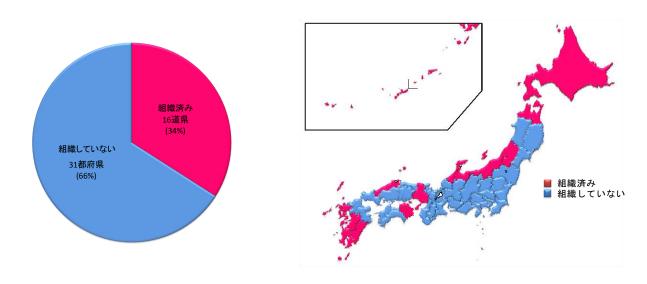


図 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

表 2-2 海岸漂着物対策推進協議会を組織しない理由

理由
対象海岸がないため
既存の審議会等を活用
地域計画を策定しないため
協議会を組織する必要性がないため
その他

#### ② 協議会の開催状況

①組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体(16 道県)の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況について表 2-3、図 2-2 に示した。

- ▶ 協議会を定期的に開催している自治体が11道県、不定期開催が5県であった。
- ▶ 定期開催の自治体のうち、特定月に協議会を開催する自治体がほとんどで、年間開催回数は、1回が最も多かったが、5回以上開催した県も見られた。

表 2-3(1) 協議会の開催状況

	年間開催時期	自治体数	自治体名
	地域計画策定•変更時	1	鹿児島県
定期的	特定月	9	北海道、山形県、新潟県、石川県、兵庫県、 徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県
	調査·重点区域決定時	1	熊本県
不定期	未定	5	青森県、富山県、島根県、香川県、長崎県
	計	16	

表 2-3 (2) 協議会の開催回数

年間開催回数	自治体数	自治体名
10	5	北海道、青森県、山形県、佐賀県、 富山県
2回	1	石川県
3回	3	徳島県、宮崎県、沖縄県
5回以上	2	新潟県、兵庫県
計	11	

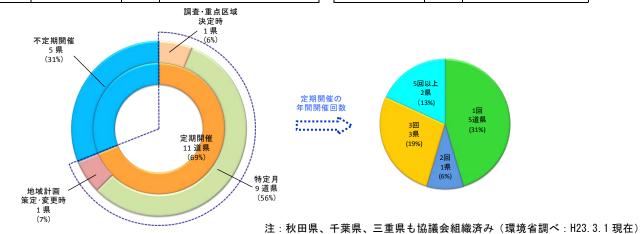


図 2-2 協議会の開催状況

#### ③ 協議会の構成人数

①組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体(16 道県)の海岸漂着物対策推進協議会の構成人数について表 2-4、図 2-3 に示した。

▶ いずれの自治体も 40 人未満であり、10 人台及び 20 人台で構成する自治体がそれぞれ 6 県と同数で多かった。
10人未満

表 2-4 協議会の構成人数

構成人数	自治体数	自治体名
10人未満	0	
10人以上20人未満	6	北海道、兵庫県、長崎県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
20人以上30人未満	6	山形県、新潟県、石川県、島根県、 徳島県、佐賀県
30人以上40人未満	4	青森県、富山県、香川県、熊本県
計	16	

10人未満なし
30人以上40人未満4県(25%) 10人以上20人未満6道県(37%) 20人以上30人未満6県(38%)

図 2-3 協議会の開催状況

#### ④ 協議会構成員

①組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体(16 道県)の海岸漂着物対策推進協議会構成員の内訳について表 2-5、図 2-4 に示した。

▶ 県や市町村の行政(自治体)関係者が最も多く(62%)、次いでNPO法人等の民間団体や地元の漁業協同組合などに代表される関係団体(19%)、学識経験者(6%)で主に構成されていた。

表 2-5 構成員の内訳

	16自治体対象
構成員の肩書き	人数
学識経験者	23
関係団体	73
行政(国)	43
行政(自治体)	237
民間企業	3
その他	5
計	384

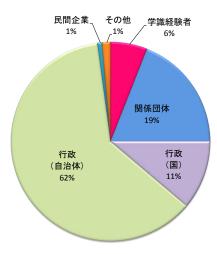


図 2-4 構成員の内訳

#### ⑤ 協議事項

①組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体(16 道県)の海岸漂着物対策推進協議会における協議事項について表 2-6、図 2-5 に示した。

- ▶ 「地域計画の作成又は変更に関する協議」は、協議会組織済みの全自治体で行っていた。
- ▶ 次いで、「海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整その他必要な事項」についての協議事項が多く、その他に、「海岸漂着物等対策に関わる普及啓発」、「海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理」に関することが続いた。

表 2-6 協議事項

1	16自治体対象
協議事項	自治体数
地域計画の作成又は変更に関する協議 (第14条及び第15条第2項第1号)	16
海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整、 その他必要な事項 (第15条第2項第2号)	9
海岸漂着物等対策に係る普及啓発に関すること	4
海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること	3
その他 (協議会運営、漂着ごみの現状、 今後の調査、調査地区の選定)	4
	複数回答

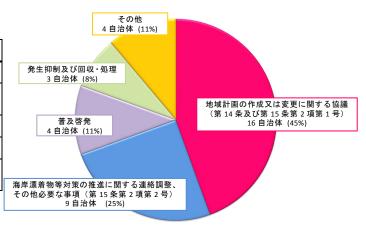


図 2-5 協議事項

## (3)海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況(法第16条第1項)

## ① 委嘱状況

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、委嘱済みの自治体は三重県のみであった。

#### ② 委嘱人数等

①委嘱状況において海岸漂着物対策活動推進員を委嘱済みと回答した三重県の委嘱人数及び推進員の内訳について表 3-1 に示した。

▶ 推進員への委嘱は、学識経験者3人、民間団体1人の計4人であり、アドバイザーとして協議会に参加している。

表 3-1 海岸漂着物対策活動推進員の詳細

肩書き	委嘱人数	協議会への参加有無
学識経験者	3	
民間団体	1	アドバイザーとして参加
計	4	

# (4)海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況(法第16条第2項)

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について、平成 22 年 9 月末時点で指定した自治体はなかった。

# (5) 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況 (法第22条)

## ① 調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について表 5-1、図 5-1 に示した。

▶ 全自治体の約50% (23道府県)が既に調査を実施していた。

表 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名		
実施している	23	北海道、青森県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、 京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、沖縄県		
実施していない	24	岩手県、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、福井県、 長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、 愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県		
計	47			

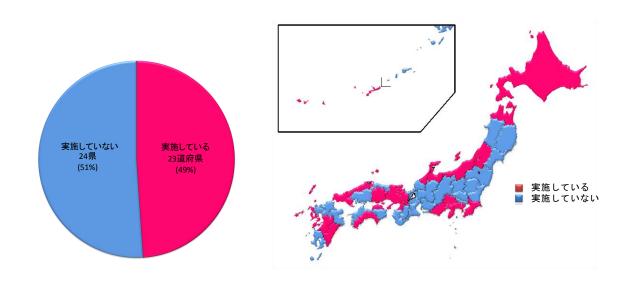


図 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

## ② 調査内容

①調査実施状況において実施していると回答した自治体(23 道府県)の調査内容について 表 5-2、図 5-2 に示した。

▶ 漂着物の量・種類に関する調査が最も多く行われていた(13 府県)。その他に、漂 着物の写真撮影(4府県)、市町村等へのヒアリング(4県)などが多かった。

表 5-2 調査内容

複	数	答

調査内容	自治体数	自治体名
漂着物の量・種類	13	青森県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、大阪府、島根県、香川県、 高知県、長崎県、沖縄県
発生·漂着状況 (詳細不明)	7	石川県、静岡県、兵庫県、岡山県、山口県、熊本県、大分県
写真撮影	4	北海道、青森県、山形県、京都府
ヒアリング (市町村・NPO等)	4	千葉県、新潟県、熊本県、宮崎県
発生源調査	3	神奈川県、山口県、高知県
地理的状況	2	山形県、岡山県
その他	2	山形県、香川県

その他(内訳) ・土地利用状況(山形県)、ごみマップ作成(香川県)

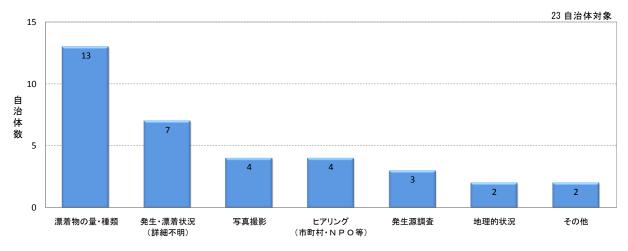


図 5-2 調査内容

## ③ 調査結果の今後の活用方法

①調査実施状況において実施していると回答した自治体(23 道府県)の調査結果の今後の活用方法について表 5-3、図 5-3 に示した。

- ▶ 重点区域・調査区域の選定(8県)が最も多かった。
- ▶ 次いで、地域計画策定への基礎資料としての活用(6 府県)、回収処理関連(6 道県)、 その他には普及啓発用資料(5 県)、発生抑制対策検討資料(2 県)など多肢に渡る 活用がうかがえた。

表 5-3 調査結果の今後の活用方法

複数回答

活用項目		自治体数	自治体名
基礎資料	地域計画策定	6	千葉県、富山県、京都府、岡山県、香川県、大分県
(地域計画)	実態の把握・推定	3	新潟県、富山県、熊本県
重点区域·調査	<b>査区域の選定</b>	8	青森県、山形県、千葉県、兵庫県、山口県、長崎県、熊本県、宮崎県
回収処理(方法	回収処理(方法・計画・実施)		北海道、神奈川県、石川県、島根県、高知県、沖縄県
普及啓発用資料		5	神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、高知県
基礎資料(地域計画以外)		4	新潟県、富山県、熊本県、長崎県
発生抑制対策検討資料		2	神奈川県、大阪府
その他		2	静岡県、大阪府

その他(内訳)

関係市町に対し、流木等処理事業補助金の活用を打診(静岡県)、海岸漂着ごみに係る事故防止ガイドラインの作成(大阪府)

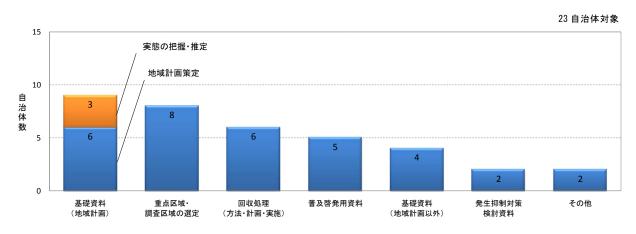


図 5-3 調査結果の今後の活用方法

## (6) ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第23条)

各自治体が取組むごみ等を捨てる行為の防止措置の内容について表 6-1、図 6-1 に示した。

- ▶ 普及啓発、監視活動による防止措置が多く、それぞれ全体の40%を占めていた。
- ▶ 普及活動の内容は、主にパンフレットの配布やポイ捨て看板等の設置、講習会等に おける指導であった。
- ▶ 監視活動の内容は、ランドパトロール(巡回)が最も多く、その他には指導員・監視団体の設置やカメラの設置などであった。

			複数回答	
	防止措置の内容	自治体数	計 (%)	
条例の制定		9	9 (6%)	
	パンフレット等の配布	14		
	ポイ捨て防止看板等の設置	14		
普及啓発	講習会等の指導	13	53 (38%)	
	清掃(不法投棄誘発防止)	7		
	強化月(週)間の設置	5		
	ランドパトロール	36	58	
監視活動	スカイパトロール	8		
监怳冶虭	指導員・監視団体の設置	9	(42%)	
	カメラの設置	5		
協議会の設	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10	10 (7%)	
情報収集・発信(ホットラインの設置含)		6	6 (4%)	
その他		4	4 (3%)	

その他(内訳)

マニュアル(ごみの持ち帰りなど)作成(山口県)



図 6-1 防止措置

不法投棄防止柵の設置(神奈川県、山梨県)、

ごみの状況把握調査等の実施(福井県)、

# (7) 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(法第26条、第27条)

#### ① 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

計

47

海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発の実施状況について表 7-1、図 7-1 に示した。

- ➤ 実施自治体が 21 府県、実施していない自治体が 24 都道県であり、実施していない 自治体がわずかに上回った。
- ▶ 東北地方の日本海側及び中国地方で実施している自治体が多い傾向にあった。また、 瀬戸内海沿岸自治体でも実施傾向がうかがえた。

実施状況自治体名実施している21青森県、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県実施していない24北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、愛媛県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県未回答2愛知県、徳島県

表 7-1 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

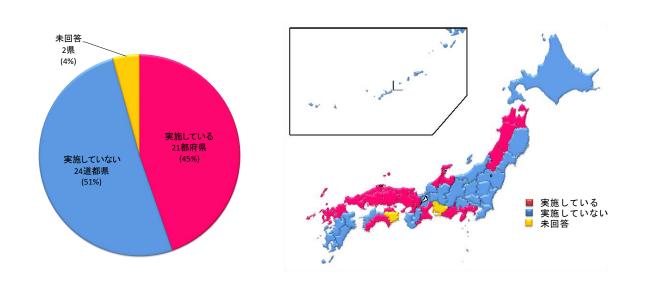


図 7-1 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

#### ② 環境教育の推進の実例

①環境教育の推進、普及啓発の実施状況において実施していると回答した自治体(21 府県)において、海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進の実例を表 7-2、図 7-2 に示した。

- ▶ 環境教育を実施している自治体の半数で、海岸河川の清掃活動や調査を通じたフィールドワークにおける環境教育が行われていた。
- ▶ 次いで行政職員(海岸管理者)等による小中学生や住民のための出前講座等が挙げられた。その他に、エコツアーや海底ごみについての調査・見学、漁業体験などもみられた。

表 7-2 環境教育の実施内容

教育内容	自治体数	自治体名
清掃・調査(海岸・河川)		秋田県、山形県、神奈川県、静岡県、富山県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県
出前講義	7	山形県、神奈川県、富山県、三重県、京都府、岡山県、香川県
エコツアー(見学会含む)	4	岡山県、山口県、香川県、佐賀県
海底ごみ調査・見学	2	岡山県、香川県
漁業体験	1	岡山県

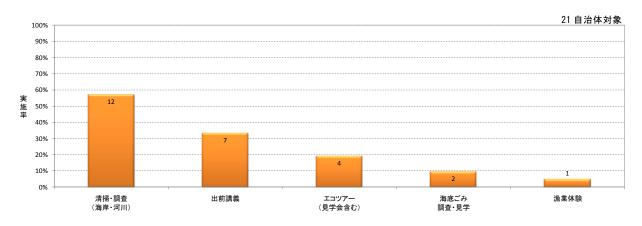


図 7-2 環境教育の実施内容

## ③ 普及啓発の実例

- ①環境教育の推進、普及啓発の実施状況において実施していると回答した自治体(21 都府県)において、海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発の実例について表 7-3、図 7-3 に示した。
  - ▶ 庁舎や図書館、イベント会場等におけるパネル展示やフォーラム・フェアの開催など、能動的に普及啓発を行う実例のほか、ホームページ等における情報提供が挙げられた。

表 7-3 普及啓発の実施内容

複数回答

普及•啓発内容	自治体数	自治体名
パネル展示 (庁舎、図書館、イベント会場)	6	三重県、鳥取県、岡山県、香川県、高知県、長崎県
HPでの紹介 (調査結果、清掃活動呼びかけ)	5	富山県、岡山県、香川県、高知県、長崎県
リーフレット等の配布	5	秋田県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県
フォーラム・フェアの開催	4	富山県、石川県、山口県、長崎県
報道・広報への情報提供 (調査結果、清掃活動呼びかけ)	4	秋田県、神奈川県、山口県、長崎県
その他	1	広島県

その他(内訳)
せとうち海援隊の認定

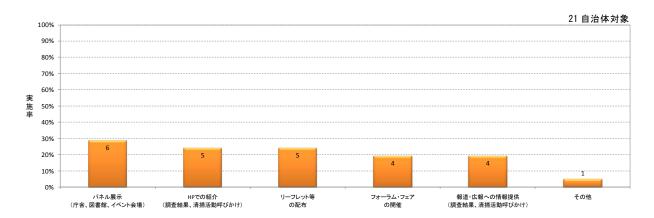


図 7-3 普及啓発の実施内容

# (8) 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び

## その際の安全性確保のための配慮の実例(法第25条第1項及び第2項)

#### ① 連携・支援実施状況

民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況について表 8-1、図 8-1 に示した。

▶ 全自治体の約半数(26道府県)が既に連携・支援を実施していた。

表 8-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

連携・支援状況	自治体数	自治体名
実施している	26	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、 三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
実施していない 又は 予定なし	19	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、 長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、愛媛県、熊本県、沖縄県
未回答	2	愛知県、徳島県
計	47	

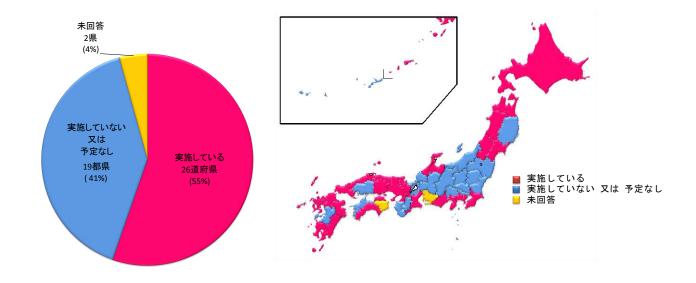


図 8-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

#### ② 連携·支援実施例

①連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体 (26 道府県)の連携・支援の実例について表 8-2、図 8-2 に示した。

- ▶ 清掃ボランティア活動の連携・支援が最も多かった。連携・支援の内容は、資材の 提供、ごみの回収・運搬、費用の免除、技術員の派遣などが挙げられた。
- ▶ 次いで、ボランティア活動保険加入の支援が多く、その他には業務の委託連携や講演会の開催・情報提供、アダプト制度\*など様々であった。

※ アダプト制度:地域住民、企業、各種団体等の活動団体と行政が連携して 美しいまちづくりを目指す新しい制度。 認定を受けた活動団体が一定区間の河川、海岸等を自らの 養子(アダプト)とみなして、活動の主役となり定期的な 清掃美化活動を行う。行政(県や市町村)は、活動に対し 回収費用の負担や資材の提供などの支援を行う。

表 8-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実例

連携・支援の実例	自治体数	自治体名
清掃ボランティア活動の連携・支援 (資材の提供、ごみの回収・運搬、費用の免除、技術員派遣)	22	北海道、宮城県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、宮崎県
ボランティア活動保険の支援		宮城県、秋田県、山形県、千葉県、富山県、静岡県、大阪府、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県
清掃・普及啓発業務の委託連携	5	青森県、秋田県、山形県、岡山県、香川県
講演会開催·情報提供	4	岡山県、山口県、佐賀県、鹿児島県
アダプト制度	3	宮城県、大阪府、岡山県
表彰制度を活用した活動の推奨	2	静岡県、兵庫県
協議会の構成員としての参画	2	北海道、宮崎県
NPO法人の海岸清掃活動に係る後援名義の承認	1	北海道

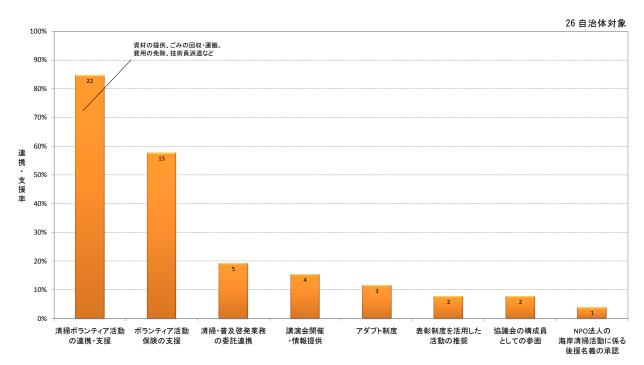


図 8-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実例

## ③ 安全配慮の実例

①連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体 (26 道府県) の安全配慮の実例について表 8-3、図 8-3 に示した。

- ▶ ボランティア活動保険の加入が最も多かった。
- 次いで、危険漂着物の取り扱い方の指導・周知が多く、その他には清掃活動前に対象地区の事前確認(除草も含む。)が挙げられた。

表 8-3 民間団体との連携・活動における安全配慮の実例

実例	自治体数	自治体名
ボランティア活動保険の加入	15	宮城県、秋田県、山形県、千葉県、富山県、静岡県、大阪府、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県
危険漂着物の取り扱い方の指導・周知	4	山形県、神奈川県、山口県、長崎県
清掃活動前に対象地区の事前確認	2	秋田県、長崎県

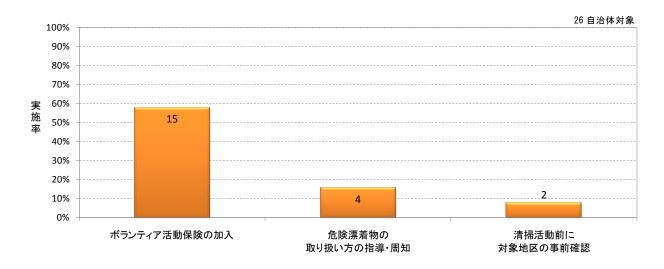


図 8-3 民間団体との連携・活動における安全配慮の実例

## ④ 連携が想定される民間団体等

①連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体(26 道府県)に対し、連携が想定される団体について表 8-4、図 8-4 に示した。

- ▶ 想定される連携は、NPO 等民間団体が最も多く、ボランティア等との協働が想定された。
- ▶ 次いで組合や学校及び企業など、地元に関係する団体が想定された。

表 8-4 想定される連携先

連携が想定される団体	自治体数	自治体名
NPO等団体	22	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、石川県、静岡県、三重県、 京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、 大分県、宮崎県
組合(漁業・森林等)	7	宮城県、山形県、富山県、三重県、高知県、長崎県、大分県
学校	4	静岡県、大阪府、高知県、長崎県
企業	4	宮城県、大阪府、高知県、長崎県
(社)・(財)法人	3	山形県、富山県、山口県
自治会等	2	大阪府、大分県

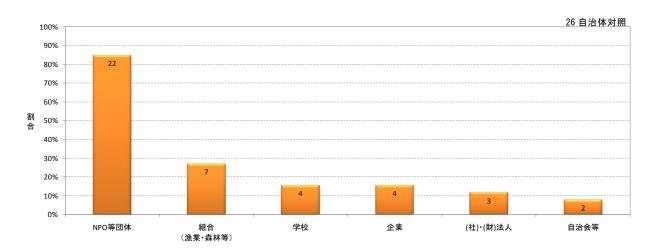


図 8-4 想定される連携先

## (9) 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題についてとりまとめ、表 9-1 及び表 9-2 に示した。

- ➤ 平成 24 年度以降の財政上の措置(地域グリーンニューディール基金終了後)に関する課題が多く提議され、継続的な財政支援を求める自治体が多かった。
- ➤ そのほか国からの情報提供や関係者間の情報交換、近隣諸国からの漂着ごみにおける発生原因の解明・対策の要請なども挙げられた。

#### 表 9-1 海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての主な課題

複数回答

課題	自治体数	自治体名
財政上の措置(主に地域GND基金終了後ついて)	31	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
財政上の問題(主にボランティアとの協働における費用)	10	北海道、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、香川県、長崎県
国からの情報提供・関係者間の情報交換	4	山形県、茨城県、新潟県、山口県
近隣諸国からの漂着ごみの調査・対策・要請	4	新潟県、島根県、山口県、沖縄県
漂着メカニズム解明のための継続的な全国規模調査	2	新潟県、京都府
海底ごみを対象とした法整備・責任の明確化	2	岡山県、香川県
その他(表9-2参照)	14	秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県

#### 表 9-2 海岸漂着物対策の課題 (その他課題・要請)

自治体名	課題
千葉県	◆河口部の漂着ごみを海岸漂着物として除去対象物とすべき。
神奈川県	◆台風時や河川流域の大雨時等には、任意の関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があるため、 処理の主体について、法制度の中で明確化する必要がある。
新潟県	◆全国規模の海岸漂着物実態調査の実施。
471 7mg 21C	①海外からの漂着状況 ②都道府県から他都道府県への漂着状況 ③河川ごみからの漂着状況
	◆漂流・漂着ごみに係る補助事業の採択基準の緩和。
石川県	·災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)
	·災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費(国交省)
山梨県	◆河川上流の内陸県における対策手法等の明確化。
山采県	◆海岸漂着物の集積と支障の状況、海岸漂着物の発生原因や因果関係の明確化。
愛知県	◆ボランティアへの支援などを含めた弾力的な運用。
京都府	◆国民的な取組となるような施策。
兵庫県	◆海岸漂着物処理推進法における対象を漂着物だけでなく漂流物も対象化。
島根県	◆海岸管理者の責務の具体的方向性の提示。
山口県	◆回収困難箇所での回収作業方法、塩分を含む漂着ごみの処理方法等の技術面の支援。
福岡県	◆重点区域に指定する際の数値的指針、目安の提示。
佐賀県	◆漂着ごみ問題に関する国の啓発。
長崎県	◆海岸管理者等の委託事務やボランティア等との調整事務等の簡素化、ボランティアの作業負担の軽減対策。
区阿尔	◆漂着ごみが特に多い海岸における船舶やその他の手法による漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化。